一　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件
　(一)　ハンブルグ事務所の変更

変更前	Spaldingstr 77a 20097 Hamburg, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY
変更後	Ueberseeallee 1, 20457 Hamburg, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY

　(二)　変更年月日　平成二十五年十一月一日
二　南通事務所の変更
　(一)　事務所の所在地の変更

変更前	Hongqiao Xinyuan, 36, Hongqiaoxilu, Nantong, PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA
変更後	No. 88 Chongchuan Road, Nantong, 226000, PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

　(二)　変更年月日　平成二十六年一月一日

○国土交通省告示第八十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十六年二月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一般社団法人日本海事検定協会から危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法並びに特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十七条第一項に規定する液状化物質の水分の測定及び同令第二十五条第一項に規定する液状化物質の積載方法その他積付けの検査を行う事業所の所在地の変更の届出があった件

一　新潟事業所の変更
　(一)　所在地の変更

変更前	新潟県新潟市北区太郎代451番地1
変更後	新潟県新潟市北区松浜八丁目25番3号

　(二)　変更年月日　平成二十六年一月二十日

○国土交通省告示第八十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十六年二月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一般社団法人日本海事検定協会から危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査のうち、特殊貨物船舶運送規則第十七条第一項に規定する液状化物質の運送許容水分値の測定及び船舶設備規定等の一部を改正する省令（平成十一年運輸省令第三十二号）附則第三条第三項に規定するばら積み個体貨物の密度の測定を行う事業所の所在地の変更の届出があった件

一　理化学分析センターの変更
　(一)　所在地の変更

変更前	神奈川県横浜市金沢区福浦二丁目7番31号
変更後	神奈川県横浜市金沢区幸浦一丁目14番2号

　(二)　変更年月日　平成二十六年一月十四日

○海上保安庁告示第八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年二月四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	野波瀬港小野波瀬防波堤灯台
位置	
所在地	山口県長門市（野波瀬港小野波瀬防波堤外端）
北緯	三四―二三―〇一
東経	一三一―一四―五七
変更した事項	
光度	一一〇カンデラ
高さ	地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで七・九メートル
変更年月日	平成二十五年十一月六日

名称	鳥取港第三防波堤標示灯
位置	
所在地	鳥取県鳥取港（第三防波堤外端）
北緯	三五―三二―四五
東経	一三四―一一―〇六
変更した事項	
位置	
所在地	鳥取県鳥取港（第三防波堤外端）
北緯	三五―三二―四四
東経	一三四―一一―〇五
高さ	平均水面上から灯火まで八・一メートル
変更年月日	平成二十五年十一月六日
記事	一時撤去中のところ位置及び高さ変更のうえ復旧

名称	一切港第二防波堤灯台
位置	
所在地	高知県幡多郡大月町（一切港第二防波堤外端）
北緯	三二―四七―〇三
東経	一三二―三八―二四
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで八・三メートル
変更年月日	平成二十五年十一月七日

名称	島間埼灯台
位置	
所在地	鹿児島県熊毛郡南種子町（島間埼）
北緯	三〇―二八―〇〇
東経	一三〇―五〇―五八
変更した事項	
光度	五九〇カンデラ
光達距離	八・〇海里
変更年月日	平成二十五年十一月七日

名称	石浜港南防波堤灯台
位置	
所在地	宮城県気仙沼市（石浜港南防波堤外端）
北緯	三八―五四―三八
東経	一四一―三九―〇二
変更した事項	
変更年月日	平成二十五年十一月八日

名称	石巻港西防波堤灯台
位置	
所在地	宮城県石巻港（西防波堤外端）
北緯	三八―二四―二六
東経	一四一―一八―四六
変更した事項	
光度	一一〇カンデラ
光達距離	五・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日	平成二十五年十一月十一日

名称	松山港高浜五号防波堤灯台
位置	
所在地	愛媛県松山港第一区（高浜漁港五号防波堤外端）
北緯	三三―五三―四〇
東経	一三二―四二―二三
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
高さ	地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日	平成二十五年十一月十一日